

岐阜県難病医療連絡協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、岐阜県難病医療連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、岐阜市柳戸1番1 国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学医学部附属病院内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、県内の難病の医療提供体制の検討、協議、評価等を行うとともに、「岐阜県難病医療ネットワーク事業」の円滑な推進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、県内の難病の医療提供体制の確保に関し必要な事項について検討、協議、評価等を行う。

(組織)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって組織するものとし、会長が委嘱する。

- (1) 難病に関する学識経験を有する者
- (2) 関係医療機関の職員
- (3) 岐阜県医師会、岐阜県病院協会の役員
- (4) 市長会、町村長会の役員
- (5) 患者団体の関係者
- (6) 県の職員
- (7) その他会長が必要と認めた者

(任期)

第6条 委員の数は30人以内とし、任期は2年、再任を妨げない。

2 前項に規定する委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- 2 会長は難病診療連携拠点病院の長をもって充てる。
 - 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
 - 4 会長は協議会を代表し会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
 - 6 会長、副会長は、任期満了後であっても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(会議)

第8条 会議は、通常年1回開催し、その他会長が必要と認めた場合に開催する。

2 協議会の会議においては、会長が議長となる

3 会長は、会議の運用上必要があるときは、関係者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(経費)

第9条 協議会の経費は、県からの委託事業費をもって充てる。

(会計)

第10条 協議会の会計については、県との委託契約に定めるところによる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 難病医療連絡協議会設置要綱（平成12年3月8日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。